

課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業
(実社会対応プログラム)

研 究 成 果 報 告 書

「研究テーマ名」

生殖補助医療・社会的養護による LGBT の家族形成支援システムの構築

研究代表者： 研究代表者氏名 二宮周平

(立命館大学法学部教授)

研 究 期 間： 平成30年度～令和3年度

1. 研究基本情報

課題名	LGBTおよび性的少数者をめぐる社会的ダイバーシティの実現に関する研究
研究テーマ名	生殖補助医療・社会的養護によるLGBTの家族形成支援システムの構築
責任機関名	学校法人立命館 立命館大学
研究代表者(氏名・所属・職)	二宮周平・法学部・教授
研究期間	平成30年度 ～ 令和3年度
委託費	平成30年度 2,600,000円
	令和元年度 4,270,500円
	令和2年度 4,270,500円
	令和3年度 2,372,500円

2. 研究の目的

(1) 研究の背景と必要性

日本でも LGBTQ 当事者が子育てをしている現実がある。同性パートナーの連れ子を養育するステップファミリー型やドナー精子等を用いる提供型生殖補助医療を利用する例である。前者では、パートナーの連れ子と他方が養子縁組をすると、他方が親権者となり、実親が親権者ではなくなるため縁組をあきらめざるをえず、事実上の監護にとどまる結果、養育関係に法的な保護がない。後者では、女性カップルが第三者の精子を受けて出産したり、トランス男性とシス女性カップルが友人であるゲイから精子提供を受けて出産したり、男性カップルが女性から卵子の提供を受け、カップルの一方又は双方の精子と体外受精胚を作り、別の女性に出産（代理出産）してもらうケースなどがあるが、日本産科婦人科学会の会告は、ドナー精子を利用できるのは、法律婚夫婦だけなので、当事者が法的に実施したり、これらの手法が認められている国に赴いて実施している。安全で適切な医療的介入がないだけでなく、子の出自を知る権利の保障にも欠ける。未成年の子を養親共同で縁組をしたり、特別養子縁組をすることができるのは、法律婚夫婦だけであり、同性カップルは、当事者の一方と未成年の子と養子縁組をするしか方法がなく、それも家庭裁判所の許可が必要であるため、同性カップルであることがわかると許可されないリスクがある。同性カップルも児童福祉法上、里親登録が可能だが、実際に里親として子を委託される例は乏しい。

子育ての現実があるにもかかわらず、子の養育環境は安定せず、LGBTQ 当事者は、正規のルートで提供型生殖補助医療を受けることができず、養子縁組や里親の利用も制限され、子をもうける家族を形成する道が閉ざされている。

性に関する身体的特徴、性的指向、性自認はすべての人に共通する属性であり、その人の生来の性質である。そのあり方＝セクシュアリティは多様であり、多様性を各自の個性として尊重する立場に立つならば、すべての人に、シングルで生きる、パートナーと暮らす、子どもと家族を形成するなど生き方の選択肢を保障すべきである。性的マイノリティの人たち、身体的な不妊の人たちも、生殖補助医療、里親、養子縁組等を用いて、子をもうけ、あるいは子育てをすることができる。また、そうした現実があるのだから、子どもと親（養育者）が安心して生活を共にすることのできる仕組み、その法整備と支援体制が求められている。

(2) 課題との関係

そこでLGBTQ当事者が子どもと家族を形成することを保障するために、①当事者のニーズと関係者の意識を把握し、②ときに対立する当事者間の利益や生命倫理上の問題、社会的規範の観点から克服すべき課題を明らかにした上で、③子の出自を知る権利、子の養育環境の安定を含む子の福祉を実現し、家族形成に深く関わる精子・卵子等の提供者、代理懐胎者、社会的養護（養子縁組や里親制度）の実親の尊厳を確保する法制度、④必要な情

報提供と適切な医療及びカウンセリングを組み合わせた当事者支援、⑤医療機関・行政・福祉団体等の連携について検討し、法制度、当事者支援と連携のシステムを含む包括的な提案を行うことを目的に、本課題に取り組むこととした。

3. 研究の概要

具体的な仕組みを考える前に、まず、上記①②の課題がある。具体的には、なぜLGBTQ当事者も家族を形成したいと思うのか、その希望は社会的に受け入れられるのか、その判断はLGBTQの可視化とライフスタイル・家族生活の多様性の承認を前提とするのか、生殖補助医療でも他者に懐胎・出産をしてもらう代理懐胎は家族形成の手法として許容されるのか、などである。

次に、家族形成を保障する仕組みとして、上記③④⑤の課題がある。LGBTQ当事者の家族形成について社会的合意を得るためには、生まれた子や養子の福祉が満たされること、ドナー・代理懐胎者や実親が当事者に利用されるのではなく、人としての尊厳が保障されることが必要である。そのために③では、利用者の視点よりも子とドナー等の利益を優先する仕組みを考える。利用者のためには④⑤が不可欠である。当事者の安心と安全を確保するために必要な情報提供（ガイダンス）、当事者のニーズに対応した適切な医療、当事者と医療をつなぐカウンセリング等を組み合わせた当事者支援システムと、医療機関・行政・福祉団体等の連携システムを考える。

上記の目的のために、本研究では、ジェンダークリニックや生殖補助医療を専門とする医学者、実務者として生殖医療施設で勤務する心理カウンセラー、現場で診療・治療に当たる医師、LGBT当事者の訴訟や相談を通じて当事者団体と密接な関係にある医師、カウンセラー、弁護士が加わり、研究成果と実務の橋渡しを行うという方法をとった。以下、本研究で実施したことを記載する。

(1) 当事者のニーズ、子育ての実態と関係者の意識

aヒアリング調査とワークショップ

当事者へのインタビューを行った。ナラティブ・アプローチにより、当事者に家族形成への意思を持つに至った背景や現在の心境などについて、その人の生き方、自身の家族への思い等ライフストーリー的に語ってもらうため、対人援助やカウンセリングを専門とする実務者（荒木）と医療の面から当事者をサポートしている実務者（藤田）が担当した。

2018年10月から12月にかけて荒木、藤田と信頼関係にある個人や当事者団体の協力を得てインタビュー可能な対象者を選定し、2018年12月から2019年6月にかけて、11件、19名実施した。

2019年5月12日、上記インタビュー調査の協力者である7名のLGBTQ当事者を迎え、研究メンバー13名とのワークショップを開催した。当事者より医療、養子縁組制度、子どもをもつことへの希望など家族形成について率直に話してもらい、研究メンバーと自由に意見交換を行った。子どもと家族を形成するという発想自体がなかった世代、可能性を見出し希望する世代があること、自分史の中で家族への思いがあることは共通することなど認識することができた。

bアンケート調査

2020年1月から5月にかけて調査票原案について、アンケート調査WGで検討し、「LGBTQ当事者の家族形成の意識とニーズに関するアンケート調査」を実施した（なおアンケート調査に際し、LGBTという括りでは性的マイノリティの人たちを包含できないことから、Q（Questioning）を加え、性的マイノリティを総称する表現としてLGBTQを用いることとした）。調査期間は、6月15日～7月28日である。18歳以上の当事者限定で実施した結果、回収した調査票数は、Web回答206件、紙面回答21件、合計227件、有効回答率98%であった。2020年度は新型コロナ感染拡大の影響を受け、各調査協力団体からは、企画していた対面参加型イベント

の中止が相次いだ結果、予定していた調査紙の回収数は得られなかった。

本アンケート調査の方法的特徴は、a 回答者の情報、b 住まいと住居、c 家族形成に関する意識とニーズ、d 育った家族（原家族）との関係、e 支援について、自由記述を中心に、回答者の生の声を聞き取ることを重視したことである。1 枚の回答用紙に表れる回答肢の選択とその自由記述全体から浮かび上がる回答者個人の意識、ニーズ、思いを把握することに努めた。アンケートに対する一種のナラティブ・アプローチと、回答肢の分析から、当事者の意識とニーズの生の声を明らかにすることができた。2021 年 1 月、研究会にて分析の経過報告を行い、2021 年 7 月 17 日、アンケート協力団体メンバーや当事者のオープン参加と意見交換を目的としてワークショップを実施し、結果と分析をフィードバックした。

c 子育てをしている当事者のヒアリング調査

2021 年 6 月～8 月、多様な家族を形成している当事者のヒアリング調査を行った。代理懐胎で子をもうけた米国在住日本人ゲイ、国内在住の婚姻し里子を育てるバイセクシュアル女性、里親経験のあるシングルレズビアン、お互いの連れ子を育てているレズビアンカップル、パートナーの連れ子を育てているトランス男性、婚姻し里親希望のトランス男性カップル、同性カップルに育てられた子、法的婚姻関係を望むゲイカップルなど 11 組である。

他方、LGBTQ 当事者によって育てられた子どもたちの声については、直接アクセスすることが難しかったため、当事者の下で生育した子どもの意見や感想を、「定形外かぞく」や「にじいろかぞく」の活動と経験から、間接的に聴取した。

d 関係者のヒアリング調査

2019 年 8 月、世界最大の精子バンク、クリオス・インターナショナル（デンマーク）の日本窓口「クリオスジャパン」代表にインタビューをした。ドナーの厳しい審査、利用者の安全と出産率の高さ、匿名と非匿名の選択、ドナーと利用者の交流の保障など管理された仕組みであり、ドナーの安定的確保と安全性を図っていた。

2021 年 2 月～3 月、全国児童相談所調査「セクシュアルマイノリティが里親、養親になること」のアンケート調査を実施した（実施者：白井）。対象は、全国の児童相談所（分室を含む）238 箇所、および養子縁組幹旋許可団体（調査当時 21 機関）、有効回収は、児童相談所 100（42.0%）、民間機関 13（61.9%）（2021 年 4 月末時点）である。養育里親になりたいという相談があったと回答した児相は、レズビアンカップル 6%、ゲイカップル 5%、トランスジェンダーとそのパートナー（法律婚をしていない）4%であり、実際に養育委託したと回答した児相は、ゲイカップルの 1%にとどまった。養子縁組里親希望者への里親委託支援と養子縁組仲介支援をしている養子縁組あつせん許可団体で、になりたいという相談を受けたことがあると回答した機関は、女性同士カップル 38.5%、男性同士カップル 30.8%あるものの、実際に認定し、委託した件数はない。

(2) 生命倫理、社会的規範上の課題を克服する方向性の提示

ドナーや代理懐胎者の協力を得る生殖補助医療は、当事者間の親密な関係性から懐胎に至り、懐胎を支え、出産後は共同して養育を担うというプロセスから、懐胎・出産だけを切り離し、当事者の関係性を捨象すること、特に、代理懐胎の場合には、他者の身体を利用することから、倫理的な問題が指摘されてきた。この点に関しては、LGBTQ 当事者に生殖補助医療や養子縁組の利用を広く認める立法例とこれを支持する見解などを比較法及び日本の実例から、検証した。

2019 年 9 月 14 日、フランスの生命倫理法、医事法を専門とするフランソワ・ヴィアラ教授（モンペリエ大学）を招聘し、日仏シンポジウム「生殖補助医療と法～フランス生命倫理法改正の動向と日仏におけるLGBT当事者の権利保護に向けて」のタイトルの下、「生命倫理法 その進展と改正」、「生殖に対する医学的補助（AMP）と同性カップル」、「フランスにおけるトランス・アイデンティティー」、「AMP 自己決定 / 尊厳」4 つのセッションを設け（通訳・翻訳：建石、小門）、フランス法の現状認識と課題を整理した。

代理懐胎を受容する可能性について、2022 年 6 月、実際に代理懐胎で子をもうけ子育てをし、米国の代理母と子の懐胎時から現在まで、子も一緒に交流を続けている日本人女性、エージェントが仲介する代理出産で子をもうけ、その後自身がエージェントになった米国在住の日本人ゲイへのインタビューを行い、グッドブラク

ティスと詳細な代理母契約締結による代理母の自己決定・尊厳の保障の仕組みを把握した。

(3) LGBTQ当事者の家族形成を可能にする法制度の構築

第1に、子の出自を知る権利を保障し、子の養育環境の安定化を図ること、第2に、ドナー・代理出産者・養親等の尊厳を確保すること、第3に、法制度を利用する当事者の養育の権利(責任)を保障することを総合する法制度について、先進的な取り組みをしている海外の制度を参照した。

新型コロナ感染拡大のため、海外訪問調査ができなくなったため、2018年度中に訪問調査をした研究メンバーが、オランダについて、LGBTQの当事者のインタビュー、親子関係(デュオ・マザー)(渡邊)、フランスについて、生殖補助医療の現状と生命倫理法改正の動向(小門)を報告し、2020年後期に留学から帰国した研究メンバーが、ドイツについて、意思を基礎とする実親子関係(ドイツ実子法改正討議部分草案より)(渡邊)、オーストラリアについて、テクノロジーが変える家族と出自を知る権利(日比野)を報告した。

また、2020年2月9～11日、第三者の卵子提供やドナーへの必要経費を保障する人工生殖法を導入し、同性カップルの婚姻登録を可能とした台湾を訪問し、児童福祉や保健(人工生殖)に関する政府の部局、同性カップル支援団体、関連事案に詳しい弁護士、生殖医療センターなど8か所でインタビューを実施し、台湾の現状と課題を整理した。ドナーの匿名性を維持しており、それをメリットとして日本から卵子提供を受けに台湾の生殖医療センターを訪れるカップルが多く存在することを確認した。

さらに、2021年5月3日、ロブ・ライアン氏(オーストラリアのキアセツ[里親を支援する国際的組織]前CEO)が「オーストラリアのLGBTQカップルと里親支援について」報告するオンライン研究会を開催し、当事者によるフォスターペアレントの利用及びその制度的保障の現状と課題について意見交換をした。子の福祉のための社会的養護であることを前提に、登録里親のストックとして当事者を位置づけ、当事者による子育てが肯定的に捉えられていることがわかった。

他方、医療者から見た課題もある。2021年10月、医療者・医学研究者(中塚、石原)から、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の性別変更要件の問題、生殖補助医療の現状と多様な家族のかたちへの対応について、オンライン研究会にて報告を受け、ART施設開業医、勤務医・女医の立場からコメントをもらい、全体討論を行った。

(4) 当事者支援システムの提案とガイドラインの作成として、生殖補助医療や養子縁組等の利用を考えているLGBTQ当事者への情報提供(ガイダンス)やカウンセリング等、意思決定の支援、医療者の関与、生殖補助を通して生まれた子および社会的養護のもとにある子への告知支援、家族面接など援助方法を具体化すること、及び(5) 連携システムの提案とガイドラインの作成として、養子縁組・里親等社会的養護を、生殖補助医療と並んだ家族形成の選択肢として位置づけた上で、医療機関、臨床心理等専門家、行政機関(児童相談所等を含む)、福祉団体との連携の手法を具体化することについては、島根県松江市で内田クリニックの協力の下に不妊カップルと社会的養護下にある子どもの縁を取り結ぶ「島根モデル」を創設、実施している実務者荒木を中心に、島根モデルの現地調査と関係者が参加する公開シンポジウムによって具体化する計画だったが、新型コロナ感染拡大により、島根県を訪れ、上記調査やシンポジウムを開催することができなかった。

それに代替するものとして、2021年9月、地方自治体、児童養護施設職員、養子縁組斡旋機関、当事者団体など関係者・当事者団体が連携する仕組み作りのためのワークショップを開催した。「多様な家族のカたち～明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」、「京都市の里親委託の現状～施設里親支援専門相談員の視点から」、「LGBTQの家族形成に関する調査@京都の報告～実施したアンケート結果から」の報告と、「家庭養護促進協会でのLGBT事例～取扱い経過と現状について」のセッションを行った。参加者には、京都の医療施設の医師、公認心理師、児相職員も参加し、島根モデルにLGBTQ当事者の家族形成支援も含めた京都モデルの作成を目指すネットワーク作りが開始した。

(6) 人権の保護及び法令等の遵守への対応

本研究は、当事者及び関係者へのイタビュー調査、当事者への自由記述を含むアンケート調査、当事者参加のワークショップなど個人情報の取扱いに特別に配慮を必要とする研究であることから、上記のような取組みをする際には、取組みごとに「立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会」の承認を受けた。また当事者が個人的体験を語るワークショップについては、研究メンバーも含めて参加者に個人情報保護の同意を事前に書面で得るようにした。出版についても、インタビュー協力者については、内容の事前確認を得た。

4. 研究プロジェクトの体制

研究代表者等の別	氏名	所属機関・部局・職名	研究項目
研究代表者	二宮 周平	立命館大学 法学部 教授	研究の統括、法制度研究
グループリーダー	中塚 幹也	岡山大学 保健学研究科 教授	生殖医療研究
グループリーダー	白井 千晶	静岡大学 人文社会科学部 教授	生命倫理・当事者研究
分担者	石原 理	埼玉医科大学 医学部 教授	生殖医療研究
分担者	遠矢 和希	国立がん研究センター 主任研究員	生命倫理研究
分担者	日比野 由利	金沢大学 医学系助教	生命倫理研究
分担者	建石 真公子	法政大学 法学部 教授	法制度研究
分担者	渡邊 泰彦	京都産業大学 法学部 教授	法制度研究
分担者	梅澤 彩	熊本大学大学院 人文社会科学部 准教授	法制度研究
分担者(実務者)	荒木 晃子	生殖心理カウンセラー	生殖医療・当事者研究
分担者(実務者)	藤田 圭以子	産婦人科医	生殖医療・当事者研究
分担者(実務者)	山下 敏雅	弁護士	当事者研究

5. 研究成果及びそれがもたらす波及効果

(1) 研究成果

①当事者のニーズ、子育ての実態と関係者の意識に関して、アンケート調査に回答した当事者には、性的指向や性自認のいかんにかかわらず、パートナーと暮らし、子どもを育てたい、原家族に自分のセクシュアリティやパートナーとの関係を受け入れて欲しいと願っている人が大勢いることがわかった。にもかかわらず、個別ヒアリングからは、自身のマイノリティ性を自覚したときに、家族形成の可能性をあきらめる人もいた。社会においてLGBTQ当事者も含め、様々な人による家族が想像されてこなかったために、社会にも当事者にもモデルがなかったからである。かつ、LGBTQ当事者の子育ての現実からは、当事者が子どもをもうけたり、子育てをすることを支援する法整備がなされていないことが、家族形成に自己肯定的になりにくい状況を生み出していた。他方で、家族や子どもを持つことのイメージを持てるLGBTQ当事者は、自分のセクシュアリティをアイデンティティーとして肯定しており、血縁だけではない様々な家族のかたちがあることを認識していた。家族形成の選択肢を保障することは、LGBTQ当事者の尊厳を確保すること、LGBTQの子どもたちが自分の将来に希望を持つこと（中塚の主張）につながるということがわかった。

②生殖補助医療に関する生命倫理上の課題に関して、以下の視点を共有することができた。生殖補助医療において子の出自を知る権利を子に保障することは、ドナーや代理出産者が自分の存在を明らかにして、子の成長にかかわることであり、それはドナーや代理出産者の責任である。生命の誕生にかかわる者は、法律上の親ではなくても、誕生後の育みに関わるべきであり、そのことによって提供型生殖補助医療を肯定的に捉えることが可能

になる。責任を持つがゆえに、ドナーや代理出産者は自己の提供等の行為に対して誇りを持つことができる。これがドナーや代理出産者の尊厳であり、「人間化」である。

ただし、代理懐胎に関しては、フランスの生命倫理法の思索から、女性の身体の「道具化」が女性を「生殖を担う」という役割に強く結びつける危険性を指摘し、これを否定する立場（建石）、フィールドワークから、代理出産者への配慮、すなわち代理母が代理出産という営みに主体的に関わること、彼女の存在がそこから消されないこと、代理出産という営みによって、新たな繋がりや絆が生まれることを肯定の前提とする立場（日比野）、グッドプラクティスや米国のエージェントが関わる代理出産契約例から、代理母が適切な情報に基づいて自由に決定し、依頼者と代理母の間に良好な関係を築くこと、生まれた子と依頼者家族、代理母とその家族との交流を保障することを受容の条件とする立場（二宮）など、課題をより具体的に深めることができた。

③LGBTQ当事者の家族形成を可能にする法制度の構築に関して、生殖医学の立場から、不妊治療から多様な家族のかたちに対応するものとして、生殖補助医療を家族をもつ一つの方法と位置づける提案がなされ（石原）、これを受けて、子の出自を知る権利の保障、公的管理機関の設立、ドナーの権利保障（遠矢）、ドナーや代理出産者に対する補償の必要性、法律上の親子関係の安定的な確立（渡邊）について具体的な提案をした。他方、現行の里親制度はLGBTQ当事者の登録を可としているが、当事者の共同生活が可視化されておらず、理解が進まないため、親権者や実親の同意を得ることが難しく、支援者自身が子どもが家庭像を描くことができないと思いついているなどの実情から、利用が進んでいない。社会的養護の視点から、法律婚優先の養子制度を柔軟化すること、LGBTQ当事者の利用を可能にする解釈論、LGBTQ当事者を里親のリソースと捉える認識の普及などを提示した。

（2）研究成果の公表

研究プロジェクトの体制全体が直接かわる成果公表は、公開シンポジウムと報告書及び出版によって行った。

2022年2月19日、研究成果報告会を兼ねた公開シンポジウム『生殖補助医療・社会的養護の利用によるLGBTQの家族形成支援システムの構築』を開催し、国内外の法・生命倫理・社会・医学・教育分野の学術研究者、教育、児童福祉、医師・医療従事者、臨床心理士・公認心理士などの専門家・実務者、当事者個人・支援団体、調査協力者など約270名が参加登録した。シンポジウムは、第1部 当事者の家族形成ニーズと課題、第2部 生殖補助医療の利用と課題、第3部 社会的養護の利用と課題、第4部 提言という構成で、研究メンバー10名と准メンバー1名が報告した。

本公開シンポジウム終了後、報告者のレジュメ、各報告に対する質問と回答、アンケート調査の概要をまとめた「報告書」（92頁）を制作し（2022年3月25日）、研究協力団体、当事者、シンポジウム参加者で報告書希望者に送付した。資料として、はしがきと目次を添付する。

また、共同研究メンバーと研究協力者を執筆者とする出版を企画した。2022年11月から開始し、2022年3月末には刊行の予定だったが、諸般の事情により想定外の時間を要したため、2022年6月に、二宮周平編『LGBTQの家族形成支援～生殖補助医療・養子&里親による』（信山社、380頁）として刊行する。資料として、はしがき、言葉の使い方、目次、執筆者一覧（再校）、奥付を添付する。

（3）波及効果

LGBTQ当事者の家族形成を保障することは、例えば、同性による法律婚が認められていない日本の現状に対して、LGBTQおよび性的少数者の可視化とライフスタイル・家族生活の多様性を社会的に承認することにつながり、子を含む家族共同生活の安定化の保障として、同性による法律婚を法制化する動きを加速する。もちろん、当事者には、カップルや家族を形成することを選択せず、シングルとして生きる人々もいる。性的少数者の生き方の多様性は、多数者の生き方の多様性と同じであり、多数者が婚姻、家族の形成が可能であるのと同様に、少数者にも選択肢として保障すべきであり、平等な処遇が少数者の人権保障につながる。また、ターナー症候群（卵巣の機能不全）、ロキタンスキー症候群（子宮の不存在）など身体的な事情により自然生殖で子をもうけること

のでできない人の家族形成を支援することにつながる。これらの点で、社会的ダイバーシティの実現に寄与する。

2022年3月、超党派の「生殖補助医療のあり方を考える議員連盟」第18回総会において、「特定生殖補助医療に関する法律案（仮称）」のたたき台（骨子）が採択された。公的な管理をする仕組みが導入されるが、法律婚夫婦の不妊治療にとどまっている。妊娠が困難な当事者やLGBTQ当事者など家族形成を希望する者に対して、法律婚夫婦に限定せず、広く生殖補助医療の利用を開放する必要がある、この視点から検討を開始した政党PTもある。本研究の成果（出版）は、開放の方向の議論で参照されるものと期待する。

6. 今後の展開

新型コロナ感染拡大のため、海外訪問調査及び島根モデル現地調査を行うことができなかった。a 生殖補助医療で生まれた子とドナー・代理懐胎者・その家族、b 縁組をした子と実親・その家族、c 子の養育親・その家族とが相互に交流することを可能にする制度について、ニュージーランドなど先進的な立法例の研究、開放的な制度を設けた立法例における社会的合意形成のプロセス、当事者支援の体制、生じた問題の解決の仕方、現状に対する評価等を分析する研究の継続が必要である。

また、島根モデルを参照すれば、情報冊子にLGBTQも不妊当事者であることを明記し、ネットワークにLGBTQ当事者団体が加わり、自主検討会において、LGBTQの共同生活の可視化とLGBTQが社会的養護のリソースになることを共有し、各都道府県の児相、養子縁組斡旋機関に情報提供することによって、LGBTQの家族形成への理解が進み、LGBTQによる生殖補助医療や社会的養護の利用が選択肢として理解されるようになる可能性がある。

と同時に、個別当事者が生殖補助医療や社会的養護を利用する場合には、関係専門家による説明、カウンセリング、出産・子育てのプロセスに関わる大人たちの責任と役割の学習などの支援が不可欠である。これを組織化し、プログラムを作成し、その受講を担うのも、こうした関係者のネットワークである。こうしたシステムがあって初めて法整備は実効性を持つ。島根モデルを参考に、法整備とともに、LGBTQの家族形成支援連携システムを具体的に構築する研究の継続が必要である。

以上の研究継続の必要性から2022年度科研費「挑戦的研究（開拓）」に応募している。

【研究成果の発表状況等】

○本事業で主催したシンポジウム

①日仏シンポジウム「生殖補助医療と法～フランス生命倫理法改正の動向と日仏におけるLGBT当事者の権利保護に向けて」（フランス側：フランソワ・ヴィアラ〔モンペリエ大学教授〕、日本側：梅澤、荒木、二宮、建石）、2019年9月14日、立命館大学朱雀キャンパス203号教室、40名

②公開シンポジウム「生殖補助医療・社会的養護の利用によるLGBTQの家族形成支援システムの構築」、2022年2月19日、オンライン開催、270名登録。報告者：企画趣旨（二宮）、第1部 当事者の家族形成ニーズと課題。LGBTQ当事者の抱える現状と意識、ニーズ～アンケート調査の分析（荒木）、LGBTQ当事者による子育てと生育した子の声（白井）、第2部 生殖補助医療の利用と課題。「生殖補助医療の現状と多様な家族のかたちへの対応」（石原）、生殖補助医療の公的管理と子の出自を知る権利（小門）、ドナーの利他性～尊厳の確保と非匿名（遠矢）代理出産者への配慮の可能性（日比野）、生命倫理の観点から～フランス生命倫理法の改正も踏まえて（建石）、法律上の親子関係（渡邊）、第3部 社会的養護の利用と課題。日本における養子制度・里親制度の現状（二宮）、養子縁組と法改正の課題（梅澤）、当事者支援連携システムとその課題～島根モデル10年の経験を踏まえて（荒木）、第4部 提言。家族形成システム構築の課題（二宮）、トランスジェンダーの家族形成と特例法の要件の見直し（中塚）。

○本事業の報告書（計1件）

①生殖補助医療・社会的養護の利用によるLGBTQの家族形成支援システムの構築、二宮周平、2022年3月25日、92頁。執筆者とテーマにつき、添付の目次参照。

○本事業の著作物（計1件）

①LGBTQの家族形成支援～生殖補助医療・養子&里親による、二宮周平編、信山社、2022年6月刊行予定、380頁。執筆者とテーマにつき、添付の目次参照。

○研究プロジェクトメンバーによる主要な研究発表

(1)論文（計4件）

①ミニ・シンポジウム「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題」比較法研究80号（2019年1月30日）、二宮周平「日本における現状と課題」205～208頁、荒木晃子「医療現場におけるドナー、レシピエントの実情」209～216頁、建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖能力自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」217～223頁、日比野由利「代理出産者への配慮の可能性～インド・タイの実情と変化を素材に」231-237頁、査読なし

②建石真公子、「トランスジェンダーの権利論～ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程」、日本体育協会編『スポーツ・医・科学研究報告Ⅱ』、日本体育協会、2019年6月、9～22頁、査読なし

③渡邊泰彦、「同性の両親と子 - ドイツ、オーストリア、スイスの状況 - (その6) (その7)」、産大法学53巻3・4号、2020年1月、229-257頁、55巻3・4号、2022年1月、241-295頁、査読なし

④白井千晶、「アジアにおける不妊への対処および非血縁的親子関係に関する態度－ベトナム、ミャンマー、フィリピンにおける第三者が関わる生殖医療と養子縁組に関するインタビューより－（1）、（2）」、静岡大学人文論集、71巻1号、2020年7月31日、83-112頁、71巻2号、2021年1月28日、1-14日、査読なし

(2)著作物（計4件）

①二宮周平、「利他的行為としての生殖補助医療～提供者・代理懐胎者の尊厳の確保」、浅倉むつ子先生古稀記念論集『「尊厳ある社会」に向けた法の貢献』旬報社、2019年10月、471～487頁、査読なし

②二宮周平、「生殖補助医療の利用と親子関係」、二宮周平・野沢紀雅編『現代家族法講座 第3巻 親子』、日本評論社、2021年1月、115-140頁、査読なし

③梅澤彩「出自を知る権利に関する一考察」、二宮周平・野沢紀雅編『現代家族法講座 第3巻 親子』、日本評論社、2021年1月、141-170頁、査読なし

④渡邊泰彦、「個人の尊厳とセクシュアリティの多様性」、二宮周平・棚村政行編『現代家族法講座第1巻 個人、国家と家族』、日本評論社、2020年6月28日、327-358頁、査読なし

(3)講演、学会報告（計7件）

①中塚幹也、「LGBT当事者と『生殖医療で子どもを持つこと』全国調査2016および性同一性障害者当事者への調査から」、白井千晶、「親子、パートナー、家族の多様性：里親、養子縁組、卵子提供、精子提供を事例に」、第10回生と死の倫理セミナーシンポジウム「様々な家族のカタチ：LGBTと家族形成」、2018年12月22日、岡山大学、120名

②荒木晃子、招待講演「妊娠・出産を望むLGBTカップルのためにできることーLGBT当事者の家族形成に必要な知識と支援を考えるー」、大阪助産師会LGBT研修会、2019年2月16日、大阪府助産師会館、80名

③二宮周平、招待講演「第三者の関わる生殖医療（提供型生殖医療）の法的課題」、第37回日本受精着床学会総会・学術講演会、2019年8月1日、京王プラザホテル、150名

- ④日比野由利、招待講演「子どもの知る権利について」、第 37 回日本受精着床学会総会・学術講演会、2019 年 8 月 1 日、京王プラザホテル、150 名
- ⑤石原理、会長講演「制度としての生殖、装置としての生殖」、第 37 回日本受精着床学会、2019 年 8 月 1 日、京王プラザホテル、450 名
- ⑥藤田圭以子、招待講演「医療と LGBT」。第 146 回中材業務及び感染対策研究会、2019 年 1 月 5 日、大阪国際会議場グランキューブ大阪、400 名
- ⑦荒木晃子「配偶子提供の利用のニーズと家族形成支援」、白井千晶「配偶子提供で子をもうけた親の声」、二宮周平「ドナー・代理出産者の尊厳」、第 62 回日本母性衛生学会総会・学術集会シンポジウム「配偶子提供と生命倫理」、2021 年 10 月 16 日、岡山大学（オンライン開催）、250 名

本事業の報告書

<目次>

はじめに 二宮周平

1 公開シンポジウム各報告者のタイトルと資料

第1部 当事者の家族形成ニーズと課題

- 報告1 荒木晃子(立命館大学客員研究員、生殖医療施設心理カウンセラー)
LGBTQ 当事者の抱える現状と課題、ニーズ～アンケート調査の分析……78-90
(注:分析結果の理解のために報告1, 荒木の資料は3. アンケート概要に移動した)
- 報告2 白井千晶(静岡大学教授)
LGBTQ 当事者による子育てと成育した子の声……1-2

第2部 生殖補助医療の利用と課題

- 報告3 石原 理(埼玉医科大学教授)
生殖補助医療の現状と多様な家族のかたちへの対応……3-9
- 報告4 小門 穂(神戸薬科大学准教授)
生殖補助医療の公的管理と子の出自を知る権利……10-14
- 報告5 遠矢和希(国立がん研究センター主任研究員)
ドナーの利他性～尊厳の確保と非匿名性……15-19
- 報告6 日比野由利(金沢大学助教授)
代理出産者への配慮の可能性……20-23
- 報告7 建石真公子(法政大学教授)
生命倫理の観点から～フランス生命倫理法の改正も踏まえて……24-28
- 報告8 渡邊泰彦(京都産業大学教授)
法律上の親子関係……29-37

第3部 社会的養護の利用と課題

- 報告9 二宮周平
日本における養子縁組・里親制度の現状……38-42
- 報告10 梅澤 彩(熊本大学准教授)
養子縁組と法改正の課題……43-46
- 報告11 荒木晃子
当事者支援システムとその課題～島根モデル10年の経験を踏まえて……47-54

第4部 提言

- 報告12 二宮周平
家族形成システムの課題……55-57
- 報告13 中塚幹也(岡山大学教授)
トランスジェンダーの家族形成と特例法の見直し……58-68
- 2 各報告への質問と回答……69-77
- 3 アンケート概要(報告1, 2の資料を含む)……78-90
- 巻末:信山社から出版予定の本の目次……91-92

はじめに ～報告書刊行の趣旨

私たち共同研究メンバーは、日本学術振興会 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業 実社会対応プログラムに、「生殖補助医療・社会的養護による LGBTQ の家族形成支援システムの構築」というテーマ（研究代表者：二宮周平）で応募し、幸い、採択を受けた。期間はコロナ禍との関係で、半年延長し、2018 年 10 月～2022 年 3 月である。

この間の共同研究として、(1)当事者のニーズ、子育ての実態と関係者の意識の明確化として、①ヒアリング調査とワークショップ、②これを踏まえたアンケート調査、③子育てをしている当事者のヒアリング調査、④ 関係者のヒアリングやアンケート調査、(2)生命倫理、社会的規範上の課題を克服する方向性の提示として、①日仏シンポジウム「生殖補助医療と法～フランス生命倫理法改正の動向と日仏における LGBT 当事者の権利保護に向けて」、②米国で代理出産により 3 つ子をもうけた女性とその子どもたちへのインタビュー、(3)LGBTQ 当事者の家族形成を可能にする法制度の構築として、①先進的な取組みをしているオランダ、ドイツ、オーストラリアの報告（研究会）、②第三者の卵子提供やドナーへの必要経費を保障する人工生殖法を導入し、同性カップルの婚姻登録を可能とした台湾訪問調査、③「オーストラリアの LGBTQ カップルと里親支援」のオンライン研究会などを実施、(4)医療者・カンセラー・行政・民間団体・専門家等の連携のあり方について研究会などを実施した。

こうした研究成果の1つとして、2022 年 2 月 19 日、オンラインで公開シンポジウムを開催した。本報告書は、このシンポジウムと上記(1)②のアンケートの記録である。当日配信されたシンポジウムのパワーポイントとレジュメ、当日の質問と回答、(1)②のアンケート概要データを収めた。上記(1)①②③にご協力いただいた方、本シンポジウムに参加された方、申し込まれたが事情で参加できなかった方に対して、本報告書をお届けしたい。

なお、本年 5 月には、共同研究メンバーに関連の研究者・実務者を加えたより詳しい研究成果として、『LGBTQ の家族形成支援～生殖補助医療と里親&養子』（信山社）を刊行する予定である（詳細は本書巻末参照）。合わせてご覧いただけると幸いである。

2022 年 3 月 22 日

研究代表 二宮 周平

本報告書は、日本学術振興会 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業 実社会対応プログラム「生殖補助医療・社会的養護による LGBTQ の家族形成支援システムの構築」の研究成果の一部である。

LGBTQの 家族形成支援

—生殖補助医療・養子&里親による—

二宮周平 編



信山社

は し が き

本書は、タイトルが表すように、LGBTQを始めセクシュアルマイノリティの人たちの家族形成を支援することを目的とする。

性に関する身体的特徴、性的指向、性自認はすべての人に共通する属性であり、その人の生来の性質である。そのあり方＝セクシュアリティは多様であり、本書は、多様性を各自の個性として尊重する立場に立つ。したがって、原則としてすべての人に、シングルで生きる、パートナーと暮らす、子どもと家族を形成するなど生き方の選択肢を保障すべきだと考える。セクシュアルマイノリティの人たち、身体的な不妊の人たちも、生殖補助医療、里親、養子縁組等を用いて、子をもうけ、あるいは子育てをすることができる。また、そうした現実がある。子どもと親（養育者）が安心して生活を共にすることのできる仕組み（法整備と支援体制）が求められているのではないだろうか。

本書はこうした問題意識に基づき、次のような構成をとる。まずⅠは、「人はなぜ家族を求めるのか」という文化人類学からの考察である。上記のような仕組みを考える上で「家族」の相対化が不可欠である。冒頭に「家族など存在しない」という記述がある。

Ⅱでは、LGBTQ当事者の家族形成ニーズと課題を把握する。私たちは、家族形成に関して当事者の抱える現状と意識、ニーズを知るために、当事者団体の協力を得て、アンケート調査を実施し、子育ての現実を知るために、個別のヒアリング調査や、生育した子の声を養育者の経験から間接的に聴く機会を設けた。これらの報告と分析である。

Ⅲでは、諸外国の取組みを参照する。冒頭は、法と健康ヨーロッパ研究センター長であるフランソワ・ヴィアラ・モンペリエ大学法政学部教授の論稿である。2019年9月、教授と一緒に生殖補助医療と家族形成に関する日仏比較の研究会を開催したご縁でご寄稿いただいた。2013年同性婚を導入したフランスでは、2021年生命倫理法が改正され、シングル女性、女性カップルに提供精子による生殖補助医療を可能にした。教授は、医事法、生命倫理と法の専門家として批判的な考察をする。こうした省察を受け止め、実証的な議論を重ねることで改革が進むと考える。

次に、生殖補助医療を当事者に開放する前提として、子の出自を知る権利の

はしがき

保障とそれを支える公的な管理についてフランスとニュージーランドの実例を、法的な親子関係の確立についてオランダとドイツの取組みを、里親と養子（社会的養護）に関しては米国と英国の概要、オーストラリア（クィーンズランド州）の実例、最後に、民間団体を中心に行われている当事者の家族形成支援について台湾の例を紹介する。

Ⅳでは、ⅡとⅢを踏まえた上で、日本の医療と法制度を検討する。医学者・医療者から、生殖補助医療の現状と多様な家族のかたちへの対応という課題、トランスジェンダーの家族形成を支援する視点から法的性別の変更要件を見直す課題が提起される。法制度の課題として、ドナーの尊厳と権利保障、代理懐胎を受容する可能性（人権と法の課題、代理出産者への配慮、受容の前提と条件）、子の出自を知る権利の保障、親子関係の確立、養子縁組法制の改革を検討する。また、当事者団体のアンケート分析、行政（パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入した兵庫県明石市）、民間団体（養子縁組あっせん機関）、里親支援専門員の現状報告、児童相談所・民間の養子縁組あっせん機関へのアンケート調査分析により、里親・養子制度を活用する上での課題を浮き彫りにする。最後に、当事者による活用を制約している社会通念、異性カップルによる法律婚「二人親」規範を、海外の Co-Parenting の議論から問い直す。

Ⅴでは、当事者の支援体制構築に向けた実践例として、不妊当事者の支援と連携の仕組み（島根モデル）を紹介し、必要性和課題を整理する。提言では、法整備の具体化に当たって検討し結めるべき課題として、Ⅳで提起された各課題と島根モデルの提起する課題を再整理する。なお、提言の中で、現在、検討の俎上にある「特定生殖補助医療に関する法律案」を検討する。

以上のように、本書は、現状を認識し、課題を整理し、解決の方向性を示すものである。本書を素材に検討が進むことを祈ってやまない。

最後に、ヒアリングやアンケートにご協力いただいた当事者、支援者のみなさま、本書の執筆にご参加いただいた方々、そして編集の労をおとりいただいた信山社編集部編集の稲葉文子氏に心から感謝の意を表したい。

2022年5月18日

共同研究代表 二宮周平

はしがき

*本書は、2018年度日本学術振興会「課題設定による先導的人文学・社会科学的研究推進事業（実社会対応プログラム（研究テーマ公募型）」課題B「LGBTおよび性的少数者をめぐる社会的ダイバーシティの実現に関する研究」に応募し、採択された「生殖補助医療・社会的養護によるLGBTの家族形成支援システムの構築」（2018年10月～2022年3月）の共同研究に基づく。

〈言葉の使い方〉

本書の前提となる共同研究は、前述の事業に応募したものであり、そこで使用されているLGBTを、そのまま共同研究のテーマとした。

LGBTは、Lesbian, Gay, Bisexual, Transgenderの頭文字をつなげたもので、これらに該当しない当事者を包摂できない。他方で、LGBTは、日本において当事者に対する価値中立的な表現として、性自認、性的指向の多様なあり方を代表する呼称として用いられてきた経緯がある。しかし、こうした呼称に違和感を覚える当事者もいる。ヒアリングやワークショップ等を通じて知り合った当事者の方々のご意見も踏まえ、2020年6月のアンケート調査からLGBTQを用いた。Qを加えても、あらゆる当事者を包摂することにはならないが、LGBTよりは広がりがあるかと思い、書名もこちらを用いることにした。

また、多様な当事者を包摂する総称として、性的少数者、性的マイノリティ、セクシュアルマイノリティが用いられることも多い。少数、マイノリティという表現は、実数が少ないことを事実として示すものだが、歴史的に、社会的に偏見や差別に晒されてきた人たちにとっては、自己の存在の過小評価、偏見・差別の温存と受け止められる可能性がある。しかし、適切な総称がないため、本書では、私も含め執筆者の中には、総称としてセクシュアルマイノリティを用いる例がある。価値中立的に用いていることについて、ご理解いただければ、幸いである。

なお、執筆者の中には、自身の研究活動、社会活動の中でLGBTやLGBTIを安定的に用いてきた者もいることから、本書においてどの呼称にするか、また総称として、性的マイノリティやセクシュアル・マイノリティを用いるかは、それぞれのスタンスに委ねた。

今日、性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）、性表現（gender Expression）の頭文字を連ねた表現として、SOGIE（ソジー）が用いられ始めている。LGBTQは当該個性の人を表す言葉だが、ソジーはすべての人に共通する属性を表す言葉である。異性愛者にも性的指向、性自認、性表現があり、身体性の特徴もすべての人に存在する。性のあり方の多様性は、すべての人にとって関係することなので、ソジーを使う例も増えている。LGBTQの差別をやめよう、ではなく、SOGIEで人を差別するのはやめよう、に用語法も変わりつつある。ただし、当事者を総称する必要がある場合に、今なお適切な用語がない。兵庫県明石市の施策名称は、LGBTQ+ / SOGIE 施策である。

○ 共同研究メンバー

目 次

I	人はなぜ家族を求めるのか——文化人類学から……	出口 顕	3
II	LGBTQ 当事者の家族形成ニーズと課題		
1	LGBTQ 当事者の抱える現状と意識, 家族形成ニーズ ——アンケート調査の分析……	荒木見子	19
2	LGBTQ 当事者による子育て ——当事者ヒアリングの分析……	白井千晶, 二宮周平	55
3	生育した子の声を聴く……	大塚玲子, 小野 春	64
III	諸外国の取組み		
1	生命倫理を追う法……	フランソワ・ヴィアラ (小門穂訳)	75
2	生殖補助医療の公的管理と子の出自を知る権利 〈1〉 フランスの動向……	小門 穂	96
	〈2〉 ニュージーランドにおける公的情報管理および 関係当事者の情報アクセス……	梅澤 彩	107
3	法律上の親子関係の確立……	渡邊泰彦	120
4	社会的養護による親子 〈1〉 英米における LGBTQ の里親・養子縁組……	白井千晶	131
	〈2〉 オーストラリア (クイーンズランド州) における LGBTI の里親……	徳永祥子, ロブ・ライアン	138
5	台湾における LGBTQ 当事者の家族形成支援……	白井千晶	148
IV	日本の法制度の検討		
1	当事者からみた現状分析と課題……	二宮周平	153
2	医療からみた現状と課題 〈1〉 生殖補助医療の現状と多様な家族のかたちへの対応 ……	石原 理	156

目次

〈2〉 トランスジェンダーの家族形成 ——特例法の婚姻要件、手術要件を中心に……	中塚幹也…170
3 法制度の課題	
〈1〉 ドナーの利他性——尊厳の確保と非匿名……	遠矢和希…184
〈2〉 代理懐胎を受容する可能性……	
(1) 代理懐胎をめぐる人権と法の課題 ——人体の不可処分性原則を中心に……	建石真公子…200
(2) 代理出産者への配慮の可能性……	比野由利…222
(3) 受容の前提と条件……	二宮周平…235
〈3〉 子の出自を知る権利の保障……	石塚幸子…250
〈4〉 親子関係確立と課題……	渡邊泰彦…262
〈5〉 養子縁組と法改正の課題……	梅澤 彩…274
〈6〉 行政、民間団体、当事者団体の現場から	
(1) 多様な家族のカたち——明石市パートナー シップ・ファミリーシップ制度……	山田 賢…286
(2) 「LGBTQの家族形成に関する調査@京都・ 当事者団体実施アンケート」の結果分析……	そらにじ京都…293
(3) 家庭養護促進協会でのLGBT事例 ——取扱い経過と現状……	岩崎美枝子…303
(4) 京都市の里親委託の現状 ——児童養護施設里親の視点から……	阿部 天…308
(5) 里親・養子縁組の委託側の現状と課題……	白井千晶…313
〈7〉 「二人親」規範を問う ——Co-Parentingをめぐる海外の諸議論……	有田啓子…323

V 課題と提言

1 当事者連携支援システムとその課題 ——島根モデル10年の経験を踏まえて……	荒木見子…339
2 LGBTQの家族形成支援へ向けた提言……	二宮周平…354

〈執筆者一覧〉
(50音順)

阿部 天 (あべ そら)	児童養護施設迦陵園里親支援専門相談員
荒木晃子 (あらか あきこ)	立命館大学客員研究員、生殖医療施設心理カウンセラー
有田啓子 (ありた けいこ)	立命館大学客員研究員
石塚幸子 (いしづか さちこ)	非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ
石原 理 (いしはら おさむ)	女子栄養大学教授、同栄養クリニック所長
岩崎美枝子 (いわさき みえこ)	公益財団法人家庭養護促進協会理事
梅澤 彩 (うめざわ あや)	熊本大学准教授
大塚玲子 (おおつか れいこ)	ライター
小野 春 (おの はる)	にじいろかぞく代表
小門 穂 (こかど むのり)	神戸薬科大学准教授
白井千晶 (しらい ちあき)	静岡大学教授
そらにじ京都	
建石真公子 (たていし ひろこ)	法政大学教授
出口 顯 (でぐち あきら)	島根大学名誉教授
遠矢和希 (とおよ わき)	国立がん研究センター主任研究員
徳永祥子 (とくなが しょうこ)	立命館大学准教授
中塚幹也 (なかつか みきや)	岡山大学教授
二宮周平 (にのみや しゅうへい)	立命館大学名誉教授
日比野由利 (ひびの ゆり)	金沢大学助教
フランソワ・ヴィアラ	モンペリエ大学教授
山田 賢 (やまだ けん)	明石市政政局次長
ロブ・ライアン (Rob Ryan)	Life Without Barriers (オーストラリア) National Executive Lead 及び Strategy and Partnerships
渡邊泰彦 (わたなべ やすひこ)	京都産業大学教授

(François Violla)

(「エッセイ」・「ド」・「戦略及びパートナーシップ」担当)

LGBTQの家族形成支援
——生殖補助医療・養子・里親による——

2022(令和4)年6月10日 第1版第1刷発行
6869:P384 ¥3800E 020-050-010

編者 二宮周平
発行者 今井 貴 稲葉文子
発行所 株式会社 信山社

〒113-0033 東京都文京区本郷 6-2-9-102
Tel 03-3818-1019 Fax 03-3818-0344
info@shinzansha.co.jp

笠間才木支店 〒309-1611 茨城県笠間市笠間 515-3
Tel 0296-71-9081 Fax 0296-71-9082
笠間来栖支店 〒309-1625 茨城県笠間市来栖 2345-1
Tel 0296-71-0215 Fax 0296-72-5410

出版契約 2022-6869-0-01011 Printed in Japan

© 著者 2022 印刷・製本/ワイズ書籍(M)・渋谷文泉閣
ISBN978-4-7972-6869-0 C3332 分冊324.600

【COPY】 3社出版者著作権管理機構 委託出版物

本書の無断転写は著作権法上の例外を除き禁じられています。転写される場合は、そのつと事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088、FAX03-5244-5089、e-mail:info@copy.org.jp)の許可を得てください。また、本書を営利目的等の第三者に依頼してスキャン等の行為によりデジタル化することは、個人の家庭内利用であっても、一切認められておりません。